

## 「(仮称)甲府市子ども応援拠点施設」における 効果的な運営方法の具現化に向けた支援等業務委託仕様書

本仕様書は、「(仮称)甲府市子ども応援拠点施設」(以下「本施設」という。)における効果的な運営方法の具現化に向けた支援等業務について基本的な事項を示す。

### 1 業務名

「(仮称)甲府市子ども応援拠点施設」における効果的な運営方法の具現化に向けた支援等業務

### 2 業務目的

本施設は、“こどもを中心に様々な世代が交流する”複合施設として、公設民営の事業手法により整備を進めていく。

本施設の整備にあたり、利用のしやすさ、運営のしやすさ、管理のしやすさを踏まえた、ソフトとハードの関連性を強めた効率的な施設整備の実現と効果的な運営方法の具現化に向け、イニシャルコストやランニングコストにおける本市の財政負担の軽減策を講じながら施設整備に係る準備業務を包括的に支援する。

### 3 施設の概要

本施設は、こどもたちが集まり様々な体験ができる場所として、『エリアすべてが「こどもの居場所』を想定コンセプトとしている。

また、施設に想定する機能と取組例は次のとおり。

想定機能
1. こどもたちが様々な世代と交流できる機能
2. 児童館機能
3. 放課後児童クラブ
4. こども食堂を想定した調理スペース
5. 運動遊びができる広場(屋外)
6. 駐車場等の付帯機能
7. その他(提案機能)

本施設が目指す方向性	取組例
子どもが地域で育つ拠点づくり	1. 居場所の整備及び施設でのサービスの充実 2. 子育ち応援者等の活動を通じた子育ち応援
子どもが健やかに成長できる体制づくり	3. 外遊びのスペースなどを利用した運動遊びの普及 4. 子どもの心身の健康づくり
子どもが未来を築く機会づくり	5. 意見表明及び社会参加の促進につなげる場 6. 甲府の歴史・文化の学びや体験

#### 4 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

#### 5 業務内容

受注者は、イニシャルコストやランニングコストにおける本市の財政負担の軽減策を講じながら、次の業務を包括的に支援すること。

##### (1) 本施設で提供していくサービスの検討と提案(サービスデザイン)

本施設のコンセプトを基に想定する機能の中で、効果的な取組を実現するための具体的なサービスや運営方法を検討すること。また、地域の多様な主体の把握や参画を促すための方法を考察し、実現可能なサービスの提案を行うこと。

##### (2) 施設デザイン及び基本設計支援

本施設に想定する機能や「(1)本施設で提供していくサービスの検討と提案(サービスデザイン)」の内容を踏まえ、空間構成及びゾーニングを検討したうえで、施設全体のデザインや施設の配置・規模・構造・設備・遊具・什器備品等の基本的な計画を策定し、設計業務の支援を行うこと。

##### (3) 指定管理者制度の導入に向けた準備業務支援

「(1)本施設で提供していくサービスの検討と提案(サービスデザイン)」の内容を実現できる指定管理者を選定するための要求水準書をはじめ、基本契約書、基本協定書等の素案作成のほか、指定管理料の積算などを行うこと。また、指定管理者が独自のノウハウを活かし、自主財源を確保する手法など全国の事例を分析し、本施設に合致する手法の提案を行うこと。

##### (4) 報告書等の作成

上記3つの業務の中で、検討、提案に係る資料等をまとめたものを報告書として作成する。報告書は、電子ファイル(PowerPoint 及び PDF)での納品とする。

#### 6 留意事項

- (1) 受注者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 受注者は、著作権、肖像権等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 成果品の所有権、著作権、利用権は、発注者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受注者において負うものとする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議を行うこと。
- (7) 本業務において、第三者からの権利侵害の訴えその他紛争等が生じた場合は、受注者は事故の費用及び責任においてこれを解決するものとする。さらに、発注者に何らかの損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。